3-1 課 税 状 況

(1) 課税状況の累年比較

(1)	源泉徴収税額									
年 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲 渡 所 得 等	給 与 所	得	退職所得	報酬·料金 等 所 得	非 居 住 者 等 所 得	合	計
	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円		千円
平成13年分	523, 909, 507	85, 493, 860	18, 535, 014	1, 145, 635,	096	25, 244, 096	83, 157, 044	16, 127, 969	1, 898,	102, 586
平成14年分	146, 051, 059	109, 193, 751	22, 075, 103	1, 102, 665,	974	27, 553, 924	80, 682, 337	13, 307, 506	1, 501,	529, 656
平成15年分	93, 023, 638	77, 468, 658	5, 906, 310	1, 077, 290,	109	24, 855, 437	74, 635, 614	11, 338, 915	1, 364,	518, 681
平成16年分	85, 497, 372	68, 837, 937	11, 357, 224	1, 122, 579,	784	23, 404, 672	72, 688, 163	11, 698, 629	1, 396,	063, 782
平成17年分	56, 658, 826	94, 691, 259	27, 956, 114	1, 166, 307,	898	22, 352, 392	75, 732, 761	15, 118, 790	1, 458,	818, 036

調査対象等: この表は、各年分の源泉所得税について、その年の2月から翌年の1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び 税務署長が行った納税告知に係る税額を示したものである。

(2) 加算税の状況

年 分	区 分	利子所得等	配当所得	給 与 所 得	退職所得	報酬・料金 等 所 得	非 居 住 者 等 所 得	合 計
平成17年分		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	不納付加算税	4, 074	39, 945	1, 528, 727	16, 562	82, 442	246, 658	1, 918, 405
	重加算税	_	_	213, 178	_	21, 060	15, 554	249, 791
	合 計	4, 074	39, 945	1, 741, 905	16, 562	103, 502	262, 211	2, 168, 197

調査対象等:1月1日から12月31日までの加算税の徴収決定額を示したものである。

3-2 源泉徴収義務者数

課税状況の累年比較

	70/						
年 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲 渡 所 得 等	給 与 所 得		非 居 住 者 等 所 得	合 計
	件	件	件	件	件	件	件
平成13年分	6, 115	18, 570	590	529, 667	432, 427	1, 940	989, 309
平成14年分	5, 867	17, 232	566	520, 609	426, 520	1, 985	972, 779
平成15年分	5, 770	17, 044	525	516, 671	413, 425	2, 114	955, 549
平成16年分	5, 634	17, 329	263	512, 736	403, 845	2, 156	941, 963
平成17年分	5, 464	17, 456	704	511, 144	399, 349	2, 159	936, 276

調査時点: 翌年6月30日現在

用語の説明: 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

上場株式等の譲渡所得等に対する源泉徴収制度は、平成15年1月より源泉徴収を選択した特定口座 内保管上場株式等の譲渡所得等について源泉徴収を行うよう改正された。